

平成24年白浜町議会第1回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 平成24年3月14日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成24年3月14日 9時31分

1. 閉 議 平成24年3月14日 11時03分

1. 散 会 平成24年3月14日 11時03分

1. 議員定数 16名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 16名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	正木	秀男	2番	笠原	恵利子
3番	岡谷	裕計	4番	西尾	智朗
5番	玉置	一	6番	廣畑	敏雄
7番	溝口	耕太郎	8番	水上	久美子
9番	南	勝弥	10番	湯川	秀樹
11番	丸本	安高	12番	長野	莊一
13番	正木	司良	14番	楠本	隆典
15番	辻	成紀	16番	三倉	健嗣

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 林 一 勝 事務局 主 事 高 梨 鉄 也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

白浜町長職務代理者

副 町 長 熊 崎 訓 自

教 育 長 清 原 武 会 計 管 理 者 吉 川 廣

富田事務所長					
兼農林水産課長	辻	政	信	日置川事務所長	前田
総務課長	坂本	規	生	税務課長	小幡
民生課長	鈴木	泰	明	生活環境課長	中戸
観光課長	正木	雅	就	建設課長	笠中
上下水道課長	山本	高	生	地籍調査課長	堀本
教育委員会					
教育次長	青山	茂	樹	消防長	山本
総務課課長	田井	郁	也	農林水産課課長	鈴木
総務課副課長	榎本	崇	広		

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成24年第1回定例会3日目を開会いたします。

日程に入る前に、事務局長から諸報告があります。

番外 事務局長 林君

○番外（事務局長）

ただいまの出席議員は16名でございます。

本日は一般質問を2名予定しております。本日で一般質問を終結したいと思います。

田辺民主商工会代表、村井誠二氏から、消費税大増税反対に関する意見書の提出を求める陳情が提出されております。取り扱いにつきましては、議会運営委員会でご協議いただきました結果、議場配付ということになりましたので、お手元に配付しております。

午後から全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次、質問を許可します。

それでは、6番 廣畑君の一般質問を許可いたします。

廣畑君の質問は、一問一答であります。

まず子ども・子育て新システムについて、それから受診率の向上についてであります。

それではまず、1番目の子ども・子育て新システムについての質問を許可いたします。

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

6番 廣畑です。おはようございます。

まず最初に、子ども・子育て新システムにつきまして、質問をさせていただきます。

皆さんご存じのように、政府は今開会中の国会で、社会保障と税の一体改革というふうなことで、子ども・子育て新システムと称する保育制度、これを変えようとしてございます。ご存じのように、平成15年9月に少子化社会対策基本法によりまして、少子化社会対策、これを総合的に推進するために、少子化社会対策会議を設置しまして、年次的に十数回会議を重ねてきたようでございます。

少子化社会対策については、関係行政機関の相互の調整、重要事項の審議、それから少子化に対処するための施策の実施の推進、そういうふうなことで会議を重ねてきたということでもあります。総理大臣が所管すると、座長であるというふうなことでもありますけれども、この子ども・子育て新システムには、すべての子ども、子育て家庭を支援する給付と、それから両立支援・保育・幼児教育給付、これは仮称でありますけれども、そうしたことがありますけれども、私はこの場では、両立支援・保育・幼児教育給付の幼保一体給付につきまして、お尋ねをしたいというふうに思います。

全国的には、待機児童をなくすことが、まず大きな課題であるというふうに言われております。問題は保育所定員を超えて入所させる、今までも現在もそうでありますけれども、定員の弾力化というふうなことで、私たちの町にも、定数80である保育園が100になったり120になったりというふうなことで、肥大化をしていく。そうしたもとの、この国が決めた基準に対してオーバーをしていく、そのことが、幼児、子どもたちにとってほんまにええんやろうかというふうなことがあるわけでありますけれども、そうしたことにつきましては、1980年代に、保育所の運営費国庫負担、国庫負担を削減してきたことがあります。

それから、2004年には、ご存じのように公立保育所費用の国庫負担を一般財源化して、補助金あるいは負担金でそれぞれの自治体に渡しておったものを、一般財源化して、交付税に算入していくというふうなことをしてきました。

また、民営化を促進しまして、公務員の削減を押しつけていく、そういうことで、私どもの自治体にも、職員がやめたらあとを補充しないで、臨時職員であとを補充していく、そうしたことが行われてきました。これは、私どもの自治体が保育を放棄していくというふうなことではなしに、そうした国の政策のもとにそうせざるを得ん、こうしたことが今まで続いってきた、そのように僕は思うわけであります。

そうした自治体の財政負担が大きくて、保育所の新設が抑えられ、今言いましたけれども、

雇用も臨時職員で充足させてきておる、これが我が国の幼児教育、幼児の保育、この実態であるというふうには言わざるを得ません。

また、今は、長引くこの不況や若い世代の不安定雇用、それによる貧困の広がりのもとで、共働きがふえ続けている。それからそうしたことにかかわって幼稚園の定員割れもありまして、保幼一体化として進められてきたところであります。

私どもの周りには、働きたくともなかなか働けない、仕事場がない、大変である。きのうの国保税などの話にもありましたけれども、やはり200万の所得で国保税が39万かかっていく、あるいは300万で40万、50万かかっていく、1割である、そうした若い世代の所得の少ない方々のそうした税への持ち出し、国保への持ち出し、そういった実態が、今、この我が地方にも、我が自治体の傘下にも、我が自治体で暮らす人々の上ののしかかかってきておる。そうしたことも、実態だと思います。

このような中で、我が町では、幼保一元化につきましては、十数年前から現場あるいは保護者の方々、あるいは有識者の皆さんなどで、この幼保一元化について検討委員会がありまして、その答申を受けまして、平成13年度から白浜幼児園、白浜幼稚園、それから白浜保育園、この両隣の施設を一元化をしていくというふうな方向のもとに、最初は、この子どもたちの交流を重ね、あるいは職員の交流も重ね、議論をして一元化の保育というふうなことで始まったわけでありまして。そのような中で、今も言いましたけれども、白浜幼稚園とそれから白浜保育園、併設する白浜幼児園が平成13年度から開設をしていくということが起こりました。それから、本年2月に富田幼児園がしらとり保育園と富田幼稚園を併設して開設をしていく、そういうふうなことがなされました。

今のこうした改革、今の子ども・子育て新システムの改革ではないですけれども、そうしたいろいろな矛盾点につきまして、住民みんなで解決してきたというのが、私たちの町の取り組みではなかったかというふうに思います。

しかし、その上で、今白浜町議会に提案されている白浜町立保育園定員の見直し、この案では、国の定員弾力化の是正に取り組んでいる、そのように私は考えるわけでありましてけれども、そうした施設面積とか、基準、そうしたことについてどうなんだろうかというふうなことがあります。

それから、現在の保育園や幼稚園の制度、今の時点でどのようなことなのかというふうなこと、それから入所や入園の方法、仕組み、こうしたことについて、保育料や授業料の決め方、また保育園や幼稚園の様子、取り組み、こうしたことについてどうなんだろうかというのことを、まずお聞きしたいと。

幾つもあるわけなんです、どうぞよろしくお聞きしたいと思っております。

○議長

長 番外 民生課長 鈴木君（登壇）

○番 外（民生課長）

おはようございます。幼保一元化についてのご質問をいただきました。

議員もご承知のとおり、昭和61年12月に町長の諮問機関として、幼児教育研究会が設置されたところでございます。設置するに至るまでの背景ですけれども、昭和50年代後半からの児童数の減少と共働き家庭の増加がありました。従来は、4歳までは保育園、5歳になれば幼稚園という保幼の住み分けをおこなってきたところでございます。委員会で2年間審

議をしていただきまして、昭和63年に答申が出されました。答申の中身としましては、幼児が受ける教育に差があってはならないという基本理念に立って、幼保の一元化を目指すべきであり、幼稚園と保育園の双方の機能を生かし、幼児教育の振興、発展を図るということになってございます。町としましては、この答申を受けまして、約10年間、職員一丸となって実現に向けた研究、討議を積み重ねてきて、平成9年度から幼保一元化を実施するに至ったところでございます。

次に、施設の設置基準につきましては、保育園の職員配置や施設面積につきましては、児童福祉施設の最低基準に基づきまして、職員数や保育室の面積を、この2月に開園をしました富田幼稚園につきましても確保しているところでございます。ただ、議員のおっしゃっております子ども・子育て新システムのまだ詳細な情報は把握できておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、白浜町の幼稚園あるいは保育園の制度の質問をいただきました。

幼稚園は、文部科学省の所管の幼児教育を提供する施設として、学校教育法に位置づけられており、4時間保育を中心としているため、事実上専業主婦のある家庭の子どもさんが利用されているのが現状でございます。保育園は厚生労働省の所管で、働かざるを得ない家庭の子どもさんの保育を行う児童福祉法第24条第1項の規定に基づきまして、白浜町保育園保育の実施に関する条例を定めております。現在は保育に欠ける要件の認定と入所する保育園のあっせんの両方を市町村が行っており、保育園の利用を保証されるのは、あくまで町が保育に欠けると判断した子どもさんに限られております。最近では、働くことを希望する女性がふえ、保育園の整備が追いついていない市町村もあると聞いているところでございます。

次に、入所や入園の方法、仕組みにつきましては、保育園は白浜町立保育園条例施行規則に、入園の申し込みは保育園入園申込書を提出し、町長の承認を受けなければならないことになっております。退園することも、園長を通じまして町長に提出しなければならないことになっております。

幼稚園につきましては、白浜町立幼稚園管理規則に、入園の許可は園長の意見を聞いて白浜町教育委員会が行うことになっております。

また、保育料、授業料の決め方につきましては、保育料は所得に応じて保育料額を決める応能負担に基づいて決まる仕組みとなっております。幼稚園授業料につきましては、定額となっております。

以上でございます。

○議長 長

6番 廣畑君（登壇）

○6番 番

今のこの新しい平間にできました幼稚園の設計につきましては、今の現在の法律に基づいて面積等々を建設したということでありまして、決して、この新しい法律を先取りをしまして、幼児、お子さんの1人当たりの面積、保育室の面積、遊戯室の面積を当てはめてきてはないんだという答弁でありました。ほんまにその辺は、よかったなというふうに思いますし、それぞれの保育、児童福祉法に基づく保育、あるいは教育につきましては、教育委員会の管轄のそうしたことで、幼稚園部分につきましては、そうした法律に基づきまして執行していく、そういうふうなことが明らかになったと思います。

さて、この新しいシステムでは、市町村の責任、保育実施義務ということがなくなりまして、先ほどもありましたけれども、保護者の就労時間に応じた保育の必要性の認定、要保育度認定と申しましょうか、そうした認定に応じた補助金の支給であったり、入所については、そうした認定に基づきまして、自分で入所、子どもさんを預かってくれんかというふうなことで、保育園、あるいは幼稚園を回って直接契約をしなければならんと、そのような仕組みになっていくというふうになります。入れなければ、そうした契約をして、保育園の入所が決まらなければ、そうした補助金につきまして出ないと、預かってもらえないと。もちろん預かってもらえんわけですから補助金は出らんわけなんですけれども、またどこかへ預けるといふふうなことにもなかなかありませんし、そうした今のこの地方での児童福祉施設、あるいは保育園、それから民間の託児所などにつきまして、そうしたところも参入をしていくというふうなことも許していくと、そういうふうなことになります。

だから、新しいそうしたシステムになりますと、今の設置の基準につきまして、これが取っばらわれますので、どこでも保育園を開設できる、こうした子どもたちを預かることができる。マンションでもええし、自宅でもええし、そうしたことになっていくというふうに聞いてございます。

それから、保育料につきましては、今は応能負担、今も課長がおっしゃられたけれども、それぞれの方の収入から所得に応じて、保育園部分につきましては保育料が決められております。そうしたことが、応益負担、サービスを受けると、あなたは4時間のサービスですよ、あなたは6時間のサービスですよと、こうしたサービスに応じた応益負担に変更されていく、そのようになっていきます。そして、認定をされたこの利用時間、あるいは、ある人に6時間が認定された、しかし、ちょっときょうは遅くなる、そのときにはオーバーを2時間する。そのオーバー2時間につきましては全額自己負担、補助がない、全額自己負担をしていく、そうしたことになっていきます。もちろん、今も延長保育というふうなことでありますけれども、けたはずれの費用の負担になっていくように思います。

また、給食費とか教材費等、さまざまな経費が実費徴収されます。追加徴収の対象となるわけなんですけれども、例えばそうした中で、追加徴収の中には、音楽の教育を特別にしていく、あるいは絵画教室を特別にしていく、そうした部分もしてもええようになっていきますので、同じ保育園、幼稚園の中で、そうした特別教育を受ける方々と、それから今までどおり何も受けない方々と子どもたち、こうした二手に分かれていく。そうしたことが子どもたちの中に、お金でそういうふうに分かれていくというふうなことも起こっていくようになります。

こうした親の気持ちとしまして、やはり、みんな同じ保育園へ行きやんねから、同じ幼稚園へ行きやんねから、同じ保育を受けたい。先ほども審議会の答申、あるいは論議の中で、幼児には等しく幼児教育というふうなことで、保育、教育をしていく、していかんなん、そういった思いが語られていましたけれども、込められていましたけれども、そうしたことについて、今の新システムにつきましては、そうしたことをお金で解決していく、そうしたことの介入を許していく、そうしたシステムであると言わざるを得ません。

そして、保護者にとっても、大幅な負担増になる、そうした恐れがありまして、所得に応じて子どもが受けられる保育に格差が生じていく。そういう恐れがある、そのことが言われています。

また、障害を持っていたり、あるいは虐待を受けている、そうした園児、児童に対する配慮が必要なわけなんですけれども、そうした子どもに対して、そうした子どもが入園の認定を受けて、契約をしていく、保育園の事業を実施する方々と契約をしていく。この相手は株式会社でもええですし、ママ友が私たち保育しますと言うたら、それもいけるわけなんですけれども、そうしたところと契約をしていくと、その契約に応じてくれない、結ばない、事業者側がこの契約を結ばない、そうした恐れもあります。

やはり、児童虐待、最近何件があるかわかりませんが、毎年報告されておると思いますし、この田辺の紀南の児童相談所管内でも、やはり右肩上がりに上がっておるといふような実態はあると思います。最近ちょっと聞いてないんですが、全国的にもよく報道されているところは皆さんご存じだと思います。日々、私事ながら、やはり子ども、赤ちゃんは自分に注意を向けてほしい。だからうちは家族が何人もあるんですけれども、親同士、あるいは家族で話をしていたら、そこへ向いて割り込もうとする。まだ6カ月ちょっとなんですけれども、やはりそういう自己主張、自分を愛してほしい、そういう気持ちがあるわけなんです。

それは、やはり等しくこの保育、入園しておる、入所しておる赤ちゃん、あるいは幼児に対して、保育者のほうは、あるいは私たちは、やはり等しくそうした赤ちゃんの声を聞いて、あるいは幼児の声を聞いて対応していく、このことが必要であると思うんですけれども、それを政府はすべて自治体任せにして、基準も取り払っていく、それが新しいシステムであるというふうに思います。ほんまに人間を育てていく、少子化の中で子どもたちを育てていくという使命というのは、ほんまに私たちに課せられてある義務である、あんじょう育てるということをやっぱりせなあかんというふうに、思いを新たにすることであります。

県による認可制度ではなくて、参入、撤退が簡単なこの指定制度です。指定基準を満たせば参入できて、金もうけできん、これはもうあかんあと、大勢こんなど、撤退も1カ月前の予告で可能となる。保育園に申し込んで、ああよかった、これで働けるしと、働けなったら保育園にも就労証明がないから入れないので、そういうぎりぎりの中で子育てをしている若い世代の方を、いとも簡単に保育園から排除していく、そうしたことがあるわけでありまして。なかなか株式会社とかというのは、やはりお金もうけをせんならん、資本の論理でありますから、そういうのはお構いなしです。だからそういうところに頼んでいくというのは、今、白浜町にはありませんけれども、そういうことを頼んでいくというふうなことは、ほんまにあかんというふうに思うわけでありまして。

それから、大きな問題の1つは、先ほども答弁にありましたけれども、国が最低基準を廃止して、さまざまなサービスの基準、これをそれぞれの自治体に委ねていく、そうした方向になっていきますけれども、やはり子どもたちの命と健康、そうした健やかな発達、こうしたことを支えていくためには、やはり最低基準というのは、国がほんまに定めてきたというふうに思います。日本国民を保育協議をしていく、そうした最低基準は国が定めてきたということでもあります。

児童福祉法の第2条では、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成するその責任を負う」としてございます。それから児童福祉法第24条では、先ほども課長がおっしゃられていたけれども、「市町村は、保護者の労働または疾病、そのほかの事由により、その看護すべき乳児、幼児または児童の保育に欠けるところがある場合に

において、保護者からを申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」とうたっております。実施責任を明確にしています。こうした児童福祉法につきまして、どのように考えますか。質問をいたします。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

今、議員の児童福祉法第2条、第24条に反するのではないかというご質問でございますけれども、子育てや働き方に関する従来の考え方や制度が、時代の変化とともに、人々の生活スタイルや価値観に合わなくなってきたことだと考えています。

少子化が急速に進んでおり、若い世代は子どもを産みたいと願いつつも産めない理由もあるかと思えます。高学歴化や社会参加の意欲の高まり、さらには経済不況の影響もあって、働くことを希望する女性がふえてございます。さらに、安心して子どもを預ける環境の整備がおくれていることから、都会では深刻な待機児童の課題も現実であります。

子ども・子育て新システムについては、何分にも、議員がおっしゃいました平成24年、この3月2日に法案の骨子が示されたところでありますので、このことを学習するとともに、国の動向を見極めながら進めてまいりたい、考えていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

今、副町長がおっしゃられました、時代とともに変化をしていくと、働き方とかさまざまなことは、もちろんそれはあるわけなんですけれども、しかしやはり、子どもたちを育てていくというのは、ほんまに私たち社会人、保護者、社会、これに求められていくというふうに思うわけです。

乳児、幼児、これはほんまに、皆さんの、私たちの看護なしには生きていけない、そのように思いますし、そのことの中で、この児童福祉法というのはできてきたわけでありまして、社会が幾ら変化をしても、やはりこうした憲法やかそれからそれに基づいた児童福祉法、これは恒久的な真理であるというふうに思います。やはりこうした立場に立って、子育てをしていく、環境を整えていく、社会環境を整えていく、私たちの責務であると思うわけでありまして。

今も副町長がおっしゃられたけれども、閣議決定をされて、来年の4月から施行へ向けてということになるわけでありまして。通達はどんどん、資料はどんどん来るけれども、なかなか勉強会ができてないと、それは実態であると思うんですけれども、やはり早くこうした中身をつかんで、そして知らせていく。皆さんに知らせていく、住民に知らせていく、そして、それはええんか悪いんかというのは、みんなでもちろん考えていかなあかんわけなんですけれども、そうしたことをやはり早急にしていこうということ、正したいというふうに思います。

この項は、これで終わります。

○議 長

それでは、次に、受診率の向上についての質問を許可いたします。

○6 番

受診率の向上についてということで、質問をいたします。

受診率、何の受診率などというふうなことになるわけなんですけれども、町は特定健診等各種がん検診の受診率の向上というふうなことで、質問をしたいというふうに思います。

町は、今、昼間あるいは朝方、車を運転して動きますと、よく歩いている人を見かけます。皆さん健康に注意されておるんだなというふうに思いますし、僕ももっとあんじょう歩かなあかんと思うわけであります。やはり毎年、保健センターから特定健診等各種がん検診のご案内というふうなことで、皆さんの検診を募って、それぞれのポイント、あるいは総合検診、日曜日によくやられてます。

しかし、県下全体を見ますと、あるいは西牟婁の中で、白浜、上富田、すさみとあるんですけれども、これは平成21年の資料であります、この受診率で胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんというデータが出ておるんですが、県は50%を目指すんやというふうなことで、ちょっとインターネットを見たら書いてましたけれども、そのように言うてましたけれども、白浜町は、胃がんの検診率が11.3%であります。全国平均よりは上ですよ。全国平均が10.1%ですので、ちょっと上やということなんですけれども、上富田やすさみに比べますと、約3分の1の人しか受診できてない、こういった実態があります。ええっと思うわけなんです。ほかの肺がんにしても、肺がんは4割近く、39.9%の方々が受診をしていますけれども、これで30%台や4割近いなと思うんですが、上富田やすさみは、ところがどっこい67%やということなんです。白浜は大腸がんは13%、13.6%、それから上富田やすさみにつきましては、もっとやっぱり3倍近いんです。35%であるとか37%であるとかということなんです。それから、子宮がんや乳がんにつきましては、大体この3町、西牟婁郡は大体25%前後で推移しています。

個別に言うていったらきりがいいわけなんですけれども、こうした、ただ胃がん、肺がん、大腸がんについての、きっかけとしまして、このほかの町よりもなぜ3分の1ぐらいになっているのかなというふうに思うんです。特に集団検診での取り組み、あるいは個別医療機関での取り組み、こうしたチラシも出しまして、続けておるわけなんですけれども、もちろん有料の部分もありますし、無料になった部分もありますし、そうした現状と課題につきまして、どのようにとらえておられるのか、そのことについてお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

ただいま特定健診及び各種がん検診の受診率の向上に向けての取り組みについて、ご質問をいただきました。

国民健康保険の特定健診の実施状況でございますけれども、平成21年度の受診率は20.7%、22年度は20.3%でした。しかし、目標である平成21年度は40%、平成22年度は45%と、ほど遠い状況となっております。今後、これを平成25年度には65%の目標にしておりまして、どのようにして今後受診率の向上に努めていかなければならないか、苦慮しているところでございます。健診未受診者アンケートの集計結果からも、現に医療機関に受診しているのでは必要ではないと、また、健診項目や内容への意見や不満が明らかにな

っていることから、平成21年度から血液検査の項目を追加して充実してまいりました。そして、平成23年度からは、自己負担額が集団健診では600円、個別健診では700円のところを無料として、負担の軽減に努めてまいったところでございます。

そして、特定健診は、早期発見のあくまでも手段でありまして、その後の特定保健指導の前提条件にほかなりません。住民の健康増進の観点から、民生課だけではなく医療機関などとの連携が重要となってくるものと考えております。

そのためには、今後、健診結果やレセプトデータなどの情報の共有化や、データの分析、活用のためのシステム化が不可欠であると考えているところでございます。

次に、がん検診につきましては、日本において、昭和56年より死因の第1位となっております。現在では年間30万人以上の方ががんで亡くなっていると、聞いているところです。生涯のうち、がんにかかる可能性は、男性の場合2人に1人、女性の場合は3人に1人と推測されております。がんによる死亡を防ぐためには、1つはがんにかからないようにすることが重要となってきております。その1つが、がん検診です。医学の進歩により、がんは現在約50%の方が治るようになってきました。特に進行している初期の段階で発見し、適切な治療を行うことで、非常に高い確率で治癒されると聞いております。そうしたがんを初期の段階で見つけるがん健診は、がんの死亡率を下げるのに非常に有効だと考えております。

白浜町の現状は、県平均よりも低い受診率となっております。なぜがん検診の受診率が低いのかにつきましては、健康や命は自分で守るという自己責任の甘さや、がんやがん検診への理解が乏しいのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

実態を今るる述べていただきました。自分自身いろいろ思うわけですが、やはり働きやったら、なかなか健診に行けない。さりとて、集団検診に日曜日に1日かかりで、町内3カ所、町立体育館、総合体育館、それから白浜会館で行われるようになってございます。3カ所で年度の前半に行われるようになってございますし、あるいはまた、個別の医療機関でも受けられるようになってますし、今、課長がおっしゃられた特定健診につきましては、もちろん国民健康保険の加入者なんですけれども無料になっております。

何かいい妙案がないかなと。例えば前に国保で健康やったら、昔ですけれども、何かプレゼントされやったらけれども、そうした、受けたら何かあるんやったら、血液の献血のときに卵をもらったり、いろいろなことがありますけれども、物で来てもらうというわけにはいきませんけれども、やはりそうした、ほんまにそれぞれの健康管理はもちろん、その人個人がやっていくわけなんですけれども、行政としてそうした機会をできる限り持っていくというのは、そうしたことかなというふうに思います。

それから、あと2つお聞きします。

国からのペナルティーにつきましては、そうしたものが、受診率が上がらなんだらあるのかどうかということと、それから、先ほども言うておられましたけれども、受診率の向上の方策、もちろん訴えていかな、その人が、よっしゃ、自分の健康を守らんなんし、健康増進に歩いたりいろいろなスポーツをしたりということプラス、やはり検診も受けていかなんと

いうふうなことにさせていくという、してもらおうという、そういう何かないのかなと思うわけですが、その点について、お伺いをいたします。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

特定健診の受診率が低いことによる、国からのペナルティーはないのかというご質問でございますけれども、平成20年度から特定健診の実施率などに基つきまして、平成25年度以降適用することが決まっております。

しかし、国民健康保険の後期高齢者支援金の加算減算措置につきましては、国はことしに入ってから検討会を設けまして、実施時期や加算減算の率などを議論されていると伺っております。

また、今後の受診率の向上の方策でございますけれども、これまで行ってきました広報活動、あるいは複数の受診場所の確保などを初めとした、受診者への便宜、費用の自己負担軽減等の検診向上の取り組みが、肝心の検診率の向上に結びついていないのが現状でございます。そのために、なぜ検診率が向上しないのかを、その原因、あるいは背景を調査分析するとともに、勧奨策の多様化、そして白浜町には社会的資源、人的資源がありますので、例えば、はまゆう病院、あるいは介護事業所がたくさんありますので、そういったところのドクター、あるいは看護師、技術職の専門職、そういったマンパワーの導入等の連携を図りながら、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

ペナルティーにつきましては、今もおっしゃられたけれども、国は議論をしているようだというふうなことであります。

それは何ですけれども、やはり、今も言われたけれども、広報であるとか、それから自己負担の軽減を、今回23年度からは、特定健診が無料になったというふうなことでありますけれども、ほかの金額につきましても、自己負担の軽減を図ればええんかなというふうにも思うわけです。そうしたことも対応したいというふうに思いますし、あと、そうした分析、いろいろなアンケートであるとか、さまざまなレセプトの分析などというふうなことを言われておりましたけれども、あらゆるところに働きかけて、どうぞこうした受診率を上げていくということを、私たちも含めて努めていかんなんというふうにも思います。

これで、一般質問を終わります。

○議 長

以上をもちまして、廣畑君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 10時18分 再開 10時30分）

○議 長

再開します。

一般質問を続けてまいります。

14番 楠本君の一般質問を許可いたします。総括方式でございます。よろしくお願いいたします。

14番 楠本君（登壇）

○14 番

それでは、通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

時間も十分あるということですが、そんなに長くはかかりませんので、ご清聴よろしくお願いいたします。

本題に入る前に、教育全般のことですので、まず、議長のお許しをいただきまして、2点について、最近の感想を述べさせていただきます。

まず1点目は、白浜町では余りいい話が新聞報道でもないんですけども、第11回ジュニア駅伝大会において、当白浜町が、私の記憶では過去最高の5位に入賞しました。本当に誇るべきものだと思います。この分野については、やはり国体もございまして、最近マラソンやとかそういうテレビ報道がされている中で、町民としても本当によかったなと心から思うところがあります。

それから、2点目です。9日に富田中学校の卒業証書授与式に出席させていただいた感想を述べたいと思います。

私も平成7年に議員になってから、ずっと欠かすことなく卒業式と入学式には出席させてもらいました。こういうことを余り今まで言いたくはなかったんですけども、私は、富中が今荒れているんやと、こういう町内の話をよく耳にして、私も富田中学校の卒業生の1人として、大変心配していたところがございます。しかしながら、この間の卒業式に出席させてもらった中で、この心配を吹き飛ばすぐらい、ほんとに感動を覚えたところがあります。

生徒総会の中で、生徒の1人の小林さんが提言し、「富中、今、変わりどき」という合い言葉に、学校の立て直しに全校生徒が立ち上がってくれたこと。また、答辞の中でも、体育祭で3年生がリードして、縦割りの団体競技、また全校合唱コンクール、これを成功させたこと。生徒はちゃんと現実を見て、世間で言われるように、富中、恥ずかしくないようにせなあかんなど、こういう行動で頑張ってくれたことに感銘したところがあります。

また、卒業式も在校生、卒業生の一体感があって、私も今まで卒業式にずっと寄せてもらったけれども、一番よかったと、本当に感動しました。以前より随分、富田中学校が、今の荒れているという問題から大分よくなったというふうに仄聞しますけれども、教職員の指導、PTAを含めた関係者の努力も去ることながら、どのような取り組みをされたのか、お伺いしたいと思います。また、学校と家庭との連携が大切であると思いますし、今後も卒業生が卒業した後、気を引き締めて取り組んでもらいたいと思います。

これは、本題に入る前に、少し私の感想を述べさせていただきました。

それでは、本題に入ります。

今、新聞報道、さらにはインターネットを私も検索したんですが、文部科学省では、平成20年3月28日に中学校学習指導要領の改訂を告示して、新学習指導要領では、中学校の保健体育において、武道、ダンスを含めてすべての領域を必修することとあります。申すまでもなく、武道は武技、武術などから発生した、我が国固有の文化であり、心身の鍛練とともに、礼節や他人を尊ぶ精神を身につけて、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合をするものであります。新年度より必修となることから、危険性を理由に何も

しないのでは子どもの能力は開花しないし、現代教育にやはり武道は必要であると思います。伝統文化をやはり継承してもらいたいと思います。

それでは、必修化に向けて、県教委のほうでも教育指針を出されているというふうに思いますけれども、この伝統文化を継承するに当たりまして、白浜各中学校の条件整備について、教育委員会のご所見を賜りたいと存じます。

その中の1つとして、1つは、指導者の確保と安全対策でございます。報道でも、一番の課題は、良質な指導者と安全対策と言われております。過去、新聞紙上でも、重大事故は全国的にかなり多くありますけれども、この重大事故をめぐるのは、教員の指導力不足への不安が広がっているのが、現実であります。子どもたちの安全をどのように確保していくのか、課題になっていると思います。

県教委は、毎年柔道と剣道の指導者の講習を行い、段位取得を支援しておりますけれども、すべての学校に段位取得者を配置するのは、困難でございます。また、失礼ながら、指導者としてすぐれているのか、これはまた別の問題ではなかろうかと思えます。重大事故を防ぐには、まず投げられたときに身を守る、受け身をしっかり教えることが大切と言われており、柔道では、礼儀作法や技の基本を教えるべきで、大外刈りなど大技は禁止すべきと言われております。

そこで、1点目は、白浜町内における中学校指導者の配置状況について伺いたいと思えます。小さな2点目は、文部科学省の地方交付税措置で、新学習指導要領の円滑な実践のために、教材整備緊急3カ年計画で、柔道着、柔道の畳、剣道の防具、竹刀、武道用具の購入に要する地方交付税措置が行われております。白浜町における施設、用具等の対策や準備について伺いたいと思えます。既に学校ではもう行われていると聞きますけれども、なお、まだ施設面について充足されているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

2点目は、武道の歴史や精神の座学でございます。柔道の歴史は長く、一般的に柔道初心者から経験者までが知っている嘉納治五郎先生が、創始者と言われております。一節には、理論の嘉納、実践の三船と言われておりますけれども、技術の上達以上に、武道の精神を学ぶことに重点を置いてほしいものでございます。県教委におかれましても、技術とともに礼を重んじる精神や伝統文化を学んでほしいと期待しているようではございますけれども、申すまでもなく、柔道は礼に始まり礼に終わると言われております。礼儀作法や仲間を大切にすることを培ってほしいと思えます。

以上の観点から、白浜町の教育委員会として、座学や教材等をどうなされているのかお伺いしたいと思います。

3つ目でございます。外部講師を招いて事業の補佐をしていく必要はないのだろうかというところでもあります。文部科学省では、地域スポーツ人材を活用した運動部活動等推進事業を行っており、児童・生徒が多様なスポーツに親しみ、体力の向上を図るとともに、教員の負担を減らし、多くの児童、生徒と向き合う時間を確保する観点から、地域スポーツ人材、いわゆる外部指導者の活用等に実践的な研究を行うと、仄聞しております。私もインターネットで検索した結果、柔道家の吉田秀彦さん、オリンピックで成績を残してくれた方ですが、やっぱりこの先生も外部講師が不可欠と違うかと、いろいろこういうふうに書かれております。例えば、受け身1つでも、ひじについて脱臼するようないけがは起き得ます。本来、指導者がそばについて体を支えたりしながら教えるべきであると、物理的に指導者、

1人の教員が何人、多いところでは数十人になるんだろうと思いますけれども、そういう生徒の状況を見るには限界があるのではないかという危惧をしているところでございます。また現状を考えると、指導者の有段者、さらにはOB、警官OB等、外部講師を招いて補佐してもらう体制も必要でないのか、ご見解を賜りたいと思います。

以上をもちまして、第1回目の質問を終わります。

○議 長

第1回の質問が終わりました。質問に対して当局の答弁を求めます。

番外 教育長 清原君（登壇）

○番 外（教育長）

楠本議員さんからは富田中学校の取り組み状況と武道必修に関しての幾つかの課題についてのご質問を賜りました。その前に、市町村対抗ジュニア駅伝で、白浜町の合同チームが5位に入賞したということにつきまして、お褒めの言葉をいただきまして、ありがとうございました。機会があれば、子どもたちへも伝えたいと思います。大変ありがたいことだと思っております。

まず、富田中学校の取り組み状況ですけれども、卒業式にご出席されて、富田中学校のよくなっている点をきちんと評価していただいたという点は、大変ありがたいと感謝しております。私は、足らざるところをきちんと指摘する、それも非常に大切で、それとともに努力して改善した点は適切に評価をすると、評価すべきは評価すると、そのことも非常に大事だと思います。今のご質問、ご感想については、ぜひ富田中学校に伝えて、私も激励をしたいと思っております。ほんとにありがたく思っております。

富田中学校の現在の状況ですけれども、部活動では、田辺西牟婁地方では、ご承知のとおり大変活躍をしまして、際立った成果を上げております。しかしその一方で、昨年来一部の生徒による問題行動というのが起こっていることは確かでございます。生徒指導面で心配なところがありまして、今、校長を中心にほんとに懸命の努力をしていると、そういうのが現在の状況であります。そうした結果、改善点も見られてあって、問題行動をしていた子も一部の子はかなりきちんとした生活に戻ってあると、そういう状況になっております。

そして、学校が大変な状況にあるときに、私たち教育委員会がどういう支援をするかと、このことは、非常に私たちも問われていると思っております。私を含め、たびたび先生方とも話をしますし、学校訪問をさせていただいておるんですけれども、学校とともに、大事にしようとしていることが幾つかございます。それは、まず、学校を徹底的に開こうと、隠さない。子どもたちのプライバシーに関することは、無理ですけれども、それ以外のオープンにできるところはすべてオープンにしよう。その上で、しかるべき関係機関の責任で応援をしていただく。そういうことで、県の教育委員会にも相当この教員をバックアップするというので、研修等で足を運んでいただきました。あるいは生徒指導につきましては、青少年センターもかなりご協力をいただきました。そして、あと県の教育委員会の学びの丘の機関の教育相談の面から、生徒への相談という、そういうことも行ってまいりました。

それで、また、保護者に学校を開いて、子どもの状況を見てもらうと、これも大変大事なことでありますので、PTAの役員会にも相談をして、保護者にもいつでも学校に来てくださいと、そういう体制をとりました。そして何よりも一番大事な事は、そういうふうな連携を受けながらも、学校が主体的に取り組むという姿勢、このことがやっぱり一番大事だと思

うんですが、そういうことで、組織体としてまとまりを持つために、どうしたらよいかということ、何度も話し合いました。

ただ、やはり、教師間によって、力量の差というのはございます。だからこの点は、まだ課題が残っております。その一方で、関係機関も先生も頑張ると、しかし、肝心の子どもたちが自分たちで何とかしようと、そういう意識を育てないと学校は本来の解決になりません。先ほどご指摘がありましたように、そういう意識が育ってきているということは言えると思います。それとあわせて、部活動をさらに充実するとか、授業改善に取り組むとか、普段の学級生活を規律あるものにしようとか、そういうできる手はすべて打とうと、そういうことで現在取り組んでおります。

そして、ただ、私も思うんですけれども、そういうふうな全体的な取り組みに加えて、個別に生徒にかかわるといことも必要で、それもあわせて、現在非常に力を入れているところです。今の子どもというのは、ご承知のとおり、家庭のさまざまな困難を背負って精一杯生きているというか、そういう子どももいます。子どもだけの責任にできないなというふうにも思っております。そういう中で、私たちはどの子にもやはり楽しく学級生活を送ってもらいたいと。どんな子でもよくなりた、あるいは伸びようとする芽を持っている。だから打てば必ず響くと思うんです。そういうことで、全体への対応と個別への対応と、両方あわせて今、取り組んでいると、そういうところなんです。

私も、荒れる中学校で経験したことがあるんですけれども、先生方に求められる姿勢としては、君たちに力をつけるためには、私たちは一歩も引かないんだと、どんなことをしても、君たちをよい方向へ導いて、しっかり希望の進路を実現させるんだと、そういう思いを子どもたちに訴えて、子どもたちに自分の将来を考えさせて、しっかりした見通しを持たせて、そして意識づけをした上で、そういう取り組みをやると。これは時間がかかりますけれども、今の個別指導ではそういうことを大事にやっております。何といたっても、子どもに力をつける、このことは教師にとっては私は生命線だと思います。これができなければ、やっぱり教師としての存在価値が問われると思っております。

そういうことで、一人一人力量の差はあるんですけれども、何とか頑張つて、子どもたちが全員が落ち着いて生活できるように、これからも力を合わせて取り組んでいきたいと思っております。どうかもうしばらくお見守りいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それと、白浜町内における中学校の、特に柔道指導者の配置状況についてのご質問ですが、先ほどからいろいろご指摘があつて、非常によく研究されていらっしゃるのですが、やっぱり教育委員会の現在の状況ということをお知らせする意味で、ちょっと一言お知らせしたいんです。

それは、現在、武道必修といたしますのは、楠本議員のご指摘にありましたように、来年から必修ということになっております。そして、平成21年、22年は、先んじてそれを勉強してもよいということになっております。それ以前につきましては、学校が独自に選択してやっていいということになっております。したがいまして、富田中学校は、それ以前から選択をして柔道に取り組んでいると。そして他の3校につきましては、昨年から取り組んでいるということでございます。そして、管内は3校とも柔道なんですけど、富田中学校の女子は剣道を選択しております。文科省が示しておりますのは、武道の基本としては、柔道と剣道と相撲となっております。そして、あと、地方の特性によって、弓道なり合気道なり、ある

いは空手なりそういう他の武道を選択してもよいと、そういうことになっております。

それで、今申し上げましたように、富田中学につきましては、従前から取り組んでおりますので、武道館もございまして、新たに準備する必要はございません。白浜中学校につきましては、幸いにしてサブ体育館がございましたので、これを改修をして武道館としております。日置中学校と三舞中学校については、生徒数が他の2校に比べて多くありませんので、体育館に畳を運んで、そして柔道場とすると。その運ぶための道具とかあるいはマットとか、そういうものもすべて設置をしております。

その指導者の問題なんですが、これにつきましては、そういうふうには昨年からは準備をしていることもありまして、すべて有段者がそろっております。富田中学校は2名、他の中学校は1名ずつそろっております。ですから、その点についての不安は今のところですが、ございません。

そして、武道の歴史や精神の座学についてというのは、これはもうほんとに大事なことだと思います。我が国の伝統や文化に関する教育の充実というのは、道徳を含め各教科で大事にしていかなきゃならないんですけれども、特に武道につきましては、議員ご指摘のとおり、これは長年にわたって培われてきた日本らしいよさ、日本人の私は美徳だと思います。この精神面も非常に大事にしながら、子どもたちに教えていくという、このご指摘はもっともだと思います。それで、管内の4つの中学校は、大体1年間に10時間程度学習するんですが、その前に、座学として、武道の歴史、あるいは特性、礼法、あるいは相手を尊ぶ姿勢とかそういうものについて、必ず時間をとって勉強するようにしております。

それから、外部講師を招きということなんですが、そういうふうには申し出があるということは、これは本当にありがたいことなんです。県教委もそういうふうな派遣制度を設けております。学校に対しても、それを照会したんですけれども、今のところ有段者がそろっておると、それ以外にも県教委の認定講習を受けた体育の教師もおりまして、場合によっては複数の配置をしているということになりまして、現在のところは必要ないと、そういう返事でしたので、学校の主体性をそこは尊重したいと思います。ただし、人員の配置状況によっては、また必要になってくるかもわかりませんので、今後も学校とそのあたりは相談しながら、対応してまいりたいと思います。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○議 長

再質問があれば、許可いたします。

14番 楠本君（登壇）

○14 番

再質問をさせていただきます。

今、教育長から第11回ジュニア駅伝のことと富田中学校の取り組み状況をお聞きしました。丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございます。本当にやはり、外で見るのと実際に中で見ると、そういう部分もあると思いますし、やはり私の感じるところは、全体指導と個別指導、ここらにもあるだろうというふうに感じております。いろいろの父兄からもご意見を賜って、今回の質問をさせていただきましたけれども、今後とも、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、武道の必修化についての件で、1点目は、今、教育長からもご答弁がございま

したように、もうすべて平成21年度から準備態勢は整っているというようなご答弁でした。各学校では、今、主に柔道、剣道では、富田中学の女子というお話でございました。そういう現在の取り組みの中で、課題点や先生方の要望やご意見はなかったのでしょうか。

それと、新聞報道では、1年間の授業時間が大体10時間程度だとお聞きしているんです。これは、新聞の報道ですから、和歌山県がどうであるかということとはわからないんですけども、この点は我が白浜町としてどのぐらいの時間を費やしていくのかお伺いしたいと思います。

2点目の武道の精神や座学ですけれども、今、ご答弁いただいたとおりでございます。やはり礼節を重んじる教育に重点を置いていただきたいと、このように思います。

それから3点目の外部講師の件ですけれども、現段階ではそれほど必要がないと、有段者も各学校に配置されておるといことですけれども、時によっては、有益であるという認識もありますので、また、ケース・バイ・ケースで指導を仰いでいただきたいというふうに思います。

何点か、ちょっと2回目の質問をさせていただきました。そういうことで、授業時間、さらには先生方の取り組み状況についてのご意見がなかったのかどうか、この点について、お伺いいたします。

○議 長

再質問に対して、答弁を求めます。

番外 教育長 清原君

○番 外（教育長）

お答えします。

まず、課題、設備面につきましては、現在はもう特に要望とかそういうものは解決されたこと、そういうことでございます。ただ、指導につきましては、専門家がついているので、特に心配はしていないけれども、全国的に見た場合、重篤な事故も発生していると、死亡事故が発生しているケースもあります。そういうことで、やはり心配はしていると。それで、私どもとしては、以前からお願いをしているんですけども、大外刈りと大内刈りはもう教えないようにと、それと、やはり受け身中心に指導していただきたいと、このことはお願いをしております。

時間につきましては、ご指摘のとおりです。学校に任されておりますが、管内では少ないところでは8時間、多いところで10時間でございます。

それと、武道の精神を学び礼節を重んじる教育に重点をと、これはそのとおりであると思います。こども武道憲章にもそういうことをうたわれておりますし、今後もそれを大事にしていきたいと思っております。

外部講師の件につきましても、やはりケース・バイ・ケースで、これは今は要らないということではなくて、やはり学校の意向とか子どもたちの様子を聞く中で、また、ケース・バイ・ケースで取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

再々質問を許可いたします。

14番 楠本君（登壇）

○14 番

再々質問ですけれども、特にございませぬが、インターネットでも私も検索しましたけれども、全国的にはやはり心配をされている報道が氾濫しております。先生方も大変であろうかというふうに思いますけれども、より慎重に、いわゆる日本の武道のよさを子どもたちに教えていただきたいというように思います。

それでは、これをもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

以上をもちまして楠本君の一般質問は終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日はこれをもって散会し、次回は明日3月15日木曜日定刻の10時に開会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会いたします。次回は3月15日木曜日定刻に開会いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、午後1時から全員協議会を開催いたしますので、委員会の後にご参集いただきますよう、お願いを申し上げます。

以上です。

議長 西尾 智朗は、11時03分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 24 年 3 月 14 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員